

目 次

条 例	ページ
10 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	3
11 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・	17
12 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	21
13 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	22
規 則	
3 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……	25
4 新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	30
5 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	31
6 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する 規則……………	33
7 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則……………	34
8 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・	37
9 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則……………	39
10 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……………	42
11 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………	45

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年3月19日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第10号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第11号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第12号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第13号)

新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(級及び給料)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員（<u>次項各号に掲げる職員を除く。</u>以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 次の各号に掲げる職員の第 4 項の規定による昇給は、<u>当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55 歳（規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則に定めるもの）に達した日以後直近の 3 月 31 日を越えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31</p>	<p>(級及び給料)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員（<u>次項に規定する職員を除く。</u>以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるものにあつては、3 号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>55 歳（規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則に定めるもの）に達した日以後直近の 3 月 31 日を越えて在職する職員の第 4 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31</p>

日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員になった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死

亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のための交通機関又は有料道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を

(地域手当)

第12条 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の1を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のための交通機関又は有料道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第4項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通

勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項及び第6項において「運賃等相当額」という。）。

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で

利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で

規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

5 (略)

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から第5項まで

規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

5 (略)

の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7～10 (略)

(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第10条第1項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第27条 第5条第2項から第9項まで及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数

6～9 (略)

(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第10条第1項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第10条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第27条 第5条第2項から第9項まで並びに第11条、第12条及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数

条例（平成19年条例第3号）に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。）の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

条例（平成16年条例第6号）に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。）の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900

23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500

57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			

90	257,200	298,300	347,400
91	257,500	298,600	347,800
92	257,800	299,000	348,200
93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200
96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200
109		303,800	354,700
110		304,200	
111		304,600	
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	

	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切換え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1

8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35

48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	

88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

新潟県市町村総合事務組合条例第11号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 管理者は、次に掲げる<u>子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するも</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 管理者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの<u>子のある職員</u></p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している<u>子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p>2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、</p>

の、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 （略）

2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌

当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）第2条の2に規定する者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 （略）

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜

日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、新潟県市町村総合事務組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及

における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、新潟県市町村総合事務組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2・3 (略)

び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。
（新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 3 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 2 条の 4 の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 13 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するもので、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>100 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>383 円</u>を、<u>第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円</u>をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するもので、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までの<u>いずれかに</u>該当する扶養親族については 1 人につき <u>217 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>333 円</u>をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する</p>

日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

日以後の最初の3月31日までの間 (以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長・班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考（略）

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長・班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年3月19日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第3号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第4号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第5号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第6号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第7号)
- (6) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第8号)
- (7) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第9号)
- (8) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第10号)
- (9) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第11号)

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則（平成16年規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 <u>新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別記様式第1号の扶養親族届により、その旨を速やかに管理者(その委任を受けた者を含む。次項、次条及び第5条において同じ。)に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、管理者が扶養の事実等を認定することができる場合として別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>(認定)</p> <p>第4条 管理者は、<u>前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(支給の始期及び終期)</u></p> <p>第4条の2 <u>扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備す</u></p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 条例第12条第1項に規定する届出は、<u>別記様式第1号の扶養親族届により行うものとする。</u></p> <p>(認定)</p> <p>第4条 管理者は、<u>前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>

るに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

扶 養 親 族 届

(年 月 日提出)

管理者 様	勤務公署名	新潟県市町村総合事務組合		
	職名		氏名	

第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由〈該当する□にレ印を付すこと。〉

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えたものを除く)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の 種 類	金 額		

(注)1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。

2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。

3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考 〈上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。〉

--

管理者記入欄

上記のとおり認定する。	年 月 日	取扱者 確 認				
職名	氏名					

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

扶 養 手 当 認 定 簿

氏 名	
-----	--

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出(受理) 年月日	届出事実の 発生年月日	届出の事由	支給の始期・終期 (満22歳年度末)
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		年月日	年月日	年月日		年月分まで
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		年月日	年月日	年月日		年月分まで
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		(年4月～)	年月日	年月日		年月分まで (年3月まで)
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		(年4月～)	年月日	年月日		年月分まで (年3月まで)
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		(年4月～)	年月日	年月日		年月分まで (年3月まで)
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		(年4月～)	年月日	年月日		年月分まで (年3月まで)
		年月日	年月日	年月日		年月分から
		(年4月～)	年月日	年月日		年月分まで (年3月まで)

(記入上の注意)

- 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()内に記入する。
- 「届出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()内に記入する。
- 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出(受理)年月日」欄及び「届出事実の発生年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

2 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

支払開始(終了)・ 支給額改定時期	認定扶養 親族 (子以外)	認定扶養 親族(子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額	認定等の事由	管理者の認定(確認)欄	
						認定(確認) 年月日	職・氏名
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	

3 備考

--

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の地域手当に関する規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号。以下「条例」という。）<u>第12条</u>の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給割合)</p> <p>第2条 条例<u>第12条第2項</u>の規則で定める割合は、100分の<u>1</u>とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第3条 条例<u>第12条第2項</u>の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第19条、第23条第4項及び第5項並びに第26条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号。以下「条例」という。）<u>第12条の2</u>の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給割合)</p> <p>第2条 条例<u>第12条の2第2項</u>の規則で定める割合は、100分の<u>1.5</u>とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第3条 条例<u>第12条の2第2項</u>の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。<u>同</u>条例第19条、第23条第4項及び第5項並びに第26条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第5号

新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則（平成16年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第13条第1項の別に規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>条例第11条第2項に規定する扶養親族をいう。</u>以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、管理者が居住の実情を認定することができる場合として別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第13条第1項の別に規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（<u>条例第11条に規定する扶養親族で条例第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。</u>）以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。</u>）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初</p>

<p>日であるときは、その日の属する月) から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日 <u>(管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日)</u> の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>日であるときは、その日の属する月) から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第6号

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成16年規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
<u>第1条の2 条例第22条第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>	
第2条 (略)	第2条 (略) <u>2 条例第22条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>
第3条 (略)	第3条 (略) <u>2 条例第22条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u>
<u>第4条 次に掲げる場合には、条例第22条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u> <u>(1) 条例第22条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u> <u>(2) 条例第22条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u> (勤務実績簿等)	(勤務実績簿等)
第5条 (略) (雑則)	第4条 (略) (雑則)
第6条 (略)	第5条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第7号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の215以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上110分の126.5未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) <u>100分の103.5</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の95以下</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の121.5以上100分の205以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の110以上110分の121.5未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) <u>100分の98.5</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の90以下</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該</p>

<p>当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の54以上</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100分の50.5</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の48.5以下</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5以上</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100分の48</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の46以下</u></p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職</p>	<p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の215以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職</p>

<p>員 <u>100 分の 112.5 以上 110 分の 124 未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100 分の 101</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100 分の 92.5 以下</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52.75以上</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100分の49.25</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100 分の 47.25 以下</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>員 <u>100 分の 115 以上 110 分の 126.5 未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100 分の 103.5</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100 分の 95 以下</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の54以上</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。） <u>100分の50.5</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前 6 箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100 分の 48.5 以下</u></p> <p>2 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第8号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第8号）の
 一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした<u>職員の子</u>が条例第8条の3第1項に規定する<u>子</u>に該当しなくなった場合</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>（育児を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした<u>職員</u>が条例第8条の3第1項に規定する<u>職員</u>に該当しなくなった場合</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 <u>条例第8条の3第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。</u></p>
<p>（育児を行う職員の時間外勤務の制限）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 時間外勤務制限開始日から起算して時間</p>	<p>（育児を行う職員の時間外勤務の制限）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 時間外勤務制限開始日から起算して時間</p>

外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

8・9 (略)
(特別休暇)

第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1)～(13) (略)
- (14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(15)～(22) (略)

2～5 (略)

外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 当該請求に係る子が、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

8・9 (略)
(特別休暇)

第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1)～(13) (略)
- (14) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(15)～(22) (略)

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第9号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2			別表第2		
種類	事由	期間	種類	事由	期間
(略)			(略)		
(13) 男性 職員の 育児参 加	(略)		(13) 男性 職員の 育児参 加	(略)	
(14) 私傷 病	パートタイム会 計年度任用職員 が負傷又は疾病 のため療養する 必要があり、その 勤務しないこと がやむを得ない と認められる場 合	一の年度におい て管理者の定め る期間			
別表第3			別表第3		
種類	事由	期間	種類	事由	期間
(略)			(略)		
(2) 子の 看護	9歳に達する日 以後の最初の3 月31日までの間 にある子(配偶者 の子を含む。以下 この号において 同じ。)を養育す るパートタイム 会計年度任用職 員(1週間の勤務 日が3日以上と されている者又 は週以外の期間 によって勤務日	一の年度におい て5日(その養育 する9歳に達す る日以後の最初 の3月31日まで の間にある子が 2人以上の場合 には、10日)の範囲内の期 間	(2) 子の 看護 (小学 校就学 前)	小学校就学の始 期に達するまで の子(配偶者の子 を含む。以下この 号において同 じ。)を養育する パートタイム会 計年度任用職員 (1週間の勤務 日が3日以上と されている者又 は週以外の期間 によって勤務日 が定められてい	一の年度におい て5日(その養育 する小学校就学 の始期に達する までの子が2人 以上の場合にあ っては、10日)の 範囲内の期間

<p>が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防</u>を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の<u>教育若しくは保育に係る行事のうち</u>管理者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>る者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は<u>疾病の予防</u>を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(6) 公務 上の傷 病	(略)	(6) 公務 上の傷 病	(略)
		(7) 私傷 病	パートタイム会 計年度任用職員 が負傷又は疾病 のため療養する 必要があり、その 勤務しないこと がやむを得ない と認められる場 合
			一の年度におい て管理者の定め る期間
(7) 骨髄 等ドナ ー	(略)	(8) 骨髄 等ドナ ー	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第10号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
 第1条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成16年規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第26条第4項の規則で定める事業）</p> <p>第22条の2 条例第26条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第37条第1項に規定する<u>再就職手当</u>の支給を受けたもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第37条 受給資格者又は条例第26条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第26号による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第26号の2による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別</p>	<p>（条例第26条第4項の規則で定める事業）</p> <p>第22条の2 条例第26条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第37条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第37条 受給資格者又は条例第26条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第25号による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第26号による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、<u>同号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第26号の2に</p>

記様式第27号による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第26条第11項第5号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第28号による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第29号による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第29号の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第29号の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第27号による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第26条第11項第5号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第28号による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第29号による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第29号の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第29号の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号 削除

第2条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第32号から別記様式第34号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 19 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第 1 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成16年条例第26号。以下「条例」という。)第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第</p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第 1 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成16年条例第26号。以下「条例」という。)第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168</p>

<p>56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。